

第1回 吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会

議事次第

日時：平成27年9月28日（月）14：00～

場所：吹田市立保健センター3階研修室

（議題）

- 1 吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会の設置について
- 2 北大阪健康医療都市における健康・医療のまちづくりの概要について
- 3 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅の概要について
- 4 論点の整理 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅に盛り込む機能について

（配付資料）

- 資料1 吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会委員名簿
吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会設置要領
- 資料2 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅 整備事業者選定等の流れ
- 資料3 北大阪健康医療都市における健康・医療のまちづくりの概要
- 資料4 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅の概要
- 資料5 論点の整理 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅に盛り込む機能について

参考資料1 吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針

参考資料2 北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりに関する考え方について 中間報告

参考資料3 生涯活躍のまち（日本版 CCRC）構想に関する資料

参考資料4 吹田市地域密着型サービス事業所所在図

参考資料5 地区計画変更案の縦覧関係資料（抜粋）

吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会 委員名簿

平成27年（2015年）9月28日現在

	区分	視点	所属		役職	氏名
1	学識経験者	保健、医療及び福祉	佛教大学		名誉教授	濱岡 政好
2	学識経験者	高齢社会に対応した住宅形成	国立大学法人大阪大学	大学院工学研究科 地球総合工学専攻	准教授	松原 茂樹
3	国立循環器病研究センター	高齢者向けウェルネス住宅との連携等	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	予防健診部	医長	渡邊 至
4	市立吹田市民病院	高齢者向けウェルネス住宅との連携等	地方独立行政法人市立吹田市民病院	診療局 内科	部長	火伏 俊之
5	地域医療関係者	高齢者向けウェルネス住宅との連携等	一般社団法人吹田市医師会		副会長	豊岡 建治
6	地域医療関係者	高齢者向けウェルネス住宅との連携等	一般社団法人吹田市歯科医師会		会長	千原 耕治
7	地域医療関係者	高齢者向けウェルネス住宅との連携等	一般社団法人吹田市薬剤師会		会長	大森 洋子
8	地域医療関係者	医療及び薬事を司る行政	大阪府吹田保健所		所長	谷口 隆
9	介護サービス事業者	高齢者向けウェルネス住宅との連携等	吹田市介護保険事業者連絡会		会長	鎌田 大啓

吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会設置要領

(目的)

第1条 北大阪健康医療都市（吹田操車場跡地土地区画整理事業地内）2街区の高齢者向けウェルネス住宅に必要な機能等に関して、専門的な意見又は助言を得るため、吹田市高齢者向けウェルネス住宅企画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討し、専門的な見地からの意見又は助言を行う。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に必要な機能に関する事項
- (2) 生活習慣病予防等を意識したウェルネス機能に関する事項
- (3) 国立循環器病研究センター等との連携による付加価値機能に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員
- (3) 地方独立行政法人市立吹田市民病院職員
- (4) 地域医療関係者
- (5) 介護サービス事業者

3 委員の任期は、高齢者向け複合居住施設の整備・運営事業者が決定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、検討会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若し

くは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、福祉保健部高齢福祉室高齢政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の構成及び運営に必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。

健都2街区高齢者向けウェルネス住宅 整備事業者選定等の流れ

1 選定にかかる仕組み

企画検討会

【役割】住宅に必要な機能等に関する専門的な意見、助言

【構成】学識経験者

国立循環器病研究センター

市立吹田市民病院

吹田市医師会

吹田市歯科医師会

吹田市薬剤師会

吹田保健所

吹田市介護保険事業者連絡会

意見・助言等



選定会議

【役割】募集要項・選定基準の策定、事業者の選定

【構成】福祉保健部長

健康医療担当理事

行政経営部長

環境部長

都市整備部長

都市整備部担当理事

外部アドバイザー

(公認会計士又は税理士)

2 スケジュール (案)

年度	月	企画検討会 (必要な機能等の検討)	選定会議 (募集要項の作成、 事業者の選定)	その他
27	9月	【第1回】 ・ 事業概要の説明 ・ 論点の整理		・ 土地購入契約
	10月	【第2回】 ・ 住宅機能の方針の検討		
	11月	【第3回】 ・ 住宅機能の方針の検討	【第1回】 ・ 募集要項の議論	
	12月			
	1月		【第2回】 ・ 募集要項の決定	・ 事業者募集開始
	2月			
	3月			
28 29			【第3回】 ・ 企画提案の評価、事業者の選定	・ 事業者決定 ・ 土地賃貸契約 ・ 施設設計、建設(事業者)
30				・ 施設開設、事業開始(事業者)

北大阪健康医療都市における 健康・医療のまちづくり

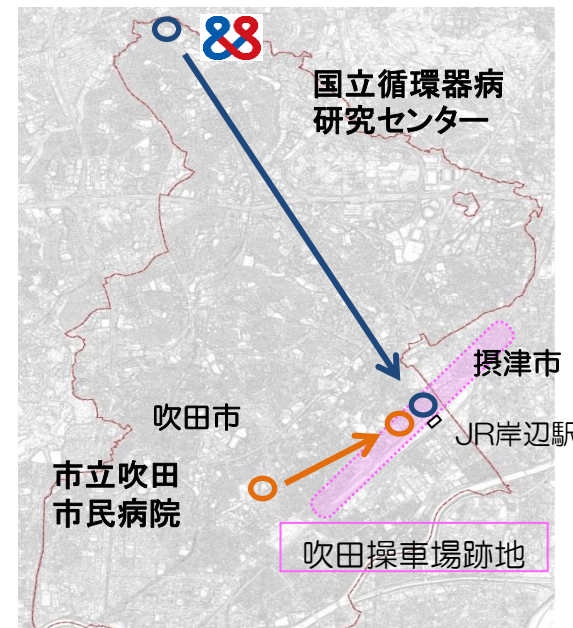
吹 田 市

北大阪健康医療都市における「健康・医療」のまちづくり(概要)

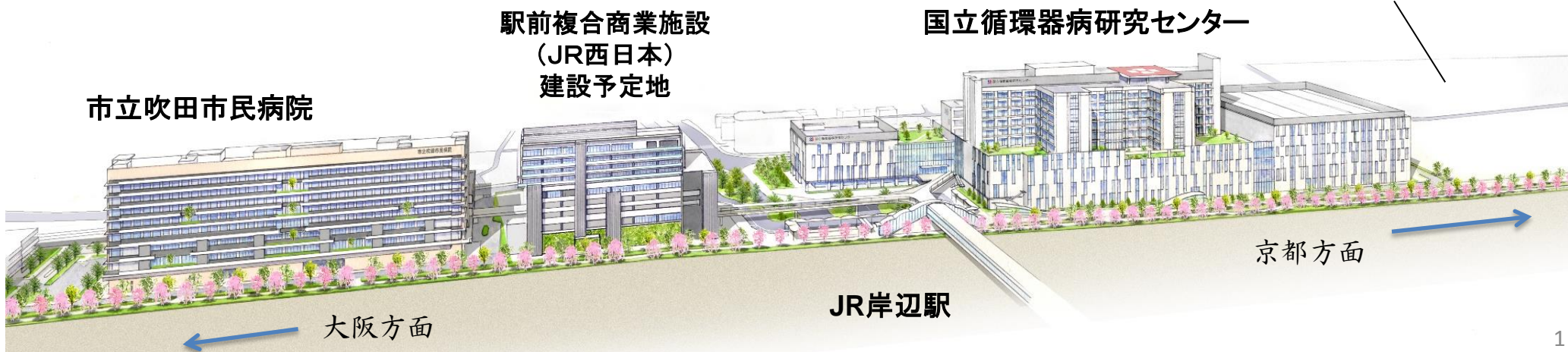
まちづくりの概要

- 平成21年から誘致を続けてきた**国立循環器病研究センター**が、平成25年6月11日に、**北大阪健康医療都市(吹田操車場跡地)への移転を決定**(平成30年度完成予定)。
- **同地へ市立吹田市民病院の移転**や**医療関連企業・研究機関の誘致・集積**を行い、国際級の医療クラスター(複合医療産業拠点)を形成する等、循環器病予防を中心とした**「健康・医療のまちづくり」を推進**。

【位置図】



中心街区のイメージ図(移転建替後)



名称

北大阪健康医療都市

Northern Osaka Health and Biomedical Innovation Town (NohBIT)

愛称

健都 (けんと)

【選定理由】

- ◆ 健康医療都市の略であり、誰にでも分かりやすくシンプル。
- ◆ 循環器病予防に必要なKnowledge（正確な知識、知の集積）、Exercise（適度な運動）、Nutrition（適切な栄養・食事）とTown（まちづくり）の頭文字を並べたもの（KENTO）。

シンボルマークとロゴタイプ^o



北大阪健康医療都市

健都

北大阪健康医療都市におけるプロジェクト

各ゾーンにおいて、「健康・医療」の要素を散りばめた事業を展開・相互連携

JR東海道本線沿線で、総計約30haの大規模開発プロジェクト

高齢者向けウェルネス住宅

国循・市民病院と連携した、医療系・介護系事業と一体となった複合居住施設

健康増進公園

国循・市民病院の協力・監修を受け、市民自らが手軽に予防医療を実践できる公園

駅前複合商業施設

来訪者に健康に関する行動変容を促す商業施設、宿泊施設等

健都イノベーションパーク

健康・医療関係の企業・大学・研究機関等の進出用地



北大阪健康医療都市の対象とする地域：吹田操車場跡地及び健都イノベーションパーク

国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター形成に関する 基本的な考え方【概要】

基本理念

- ① 地域に密着しつつ、ナショナルセンターとしてのミッションである「**循環器病の予防と制圧**」の拠点を目指す。
- ② **オープンイノベーション**により、最先端医療・医療技術の開発で世界をリードする。
- ③ オープンイノベーションに連動したエリアの産業活性化により、**国際級の複合医療産業拠点(医療クラスター)**を形成する。

特に留意すべき事項

- ① 本事業を**国家プロジェクト**として位置づけ、中央省庁、経済界、アカデミア等からの幅広い支援が得られるものにする。他方、**地元の住民・医療関係者・商工事業者等**からの理解と積極的な協力・参画が得られるようにする。
- ② 本事業を効率的・計画的に推進するために、**国循、地元自治体、UR等における役割分担を明確化**し、工程管理を行う。
- ③ **循環器疾患分野に関する機能集積**を目指す本地域と、**他の関西地域(うめきた再開発地区等、京都市内地区、神戸医療産業都市等)**との役割・機能分担を明確にしつつ、**関西圏全体の医療産業集積の底上げ・ネットワーク強化**を図る。

基本理念

具体的事項

① 循環器病の予防と制圧

- **健康寿命の延伸を目指した予防医療(健康増進を含む)への取り組み**
 - ・ 地域医療関係者、行政、企業と連携した先駆的な循環器病予防モデル事業の実施
 - ・ 効果的な予防医療の確立と医療関係者・研究者・市民への教育・啓発 など
- **最先端医療・医療技術の開発と普及への取り組み**
 - ・ 世界に先駆けて医療技術の臨床開発を実施し、日本初の革新的な医薬品・医療機器を創出 など
- **バイオバンクやコホート研究、疾患登録等による膨大な医療情報(ビックデータ)を集積・解析し、「予防と治療」のその先にある「先制医療」を実現**

② オープンイノベーション

- **最先端医療・医療技術の開発のための産学官の連携によるオープンイノベーションを展開**
 - ・ 臨床現場のニーズと先端的研究のシーズのマッチングや事業化支援等を専門家が行う「先端医療創出センター(仮称)」の設置
 - ・ 様々な大学・研究機関や製薬・医療機器メーカー等の研究者・技術者が集まる共同研究拠点の集積 など
- **優秀な研究者・技術者の受け入れと国循ブランドの海外展開**
 - ・ トレーニングセンターを活用した国内外の医療関係者に対する研修や国循ブランド(医療機器等)の海外展開

③ 国際級の複合医療産業拠点(医療クラスター)の形成

- **国循の周辺に企業・大学・他の研究機関等との共同研究拠点、健康関連産業、商業施設等を誘致**
- **新大阪駅に近接し、JR東海道線上の駅から直結しているという好立地条件を生かして、国内外から多くの人が集まるまちづくりを行う。**
 - ・ 国内外から「医療・健康づくりのメッカ/フロントランナー」と呼ばれるようなまちづくりを目指し、国内外に発信。
 - ・ 医療・健康と結びついた魅力的な観光資源(最先端医療・研究の見学コース、子供を含めた体験型施設、健康に良い食事の提供等)を確立。
- **関西の経済活性化や地域雇用の創出にも貢献**
 - ・ 国家戦略特区や国際戦略総合特区の指定・編入を受け、税制・予算上の優遇措置や規制緩和の特例措置

循環器疾患分野の予防・医療・研究
で世界をリードする地域に

新市民病院整備の基本方針(市立吹田市民病院)

(吹田市新市民病院基本構想(平成25年11月)より)

1 救急医療の充実

- ① 救急専用病床の設置
- ② 救急診療科の設置
- ③ 災害時等における行政や地域の医療機関との連携・協力による医療提供

2 高齢化に伴う疾患への対応とリハビリテーションの充実

- ① 高齢化に伴い増加する疾患への対応
- ② 急性期のリハビリ及び回復期のリハビリを充実(回復期リハビリテーション病床設置)

3 地域の医療機関や介護事業等との連携推進

- ① 各機関と連携強化を図り、包括的な切れ目のない地域包括ケアシステムの構築
- ② ITを生かした地域医療連携の意欲的な取組を実施

4 政策医療と健全経営の両立

- ① 5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)
4事業(救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療)
- ② 医療機能の維持及び発展のために健全経営

5 マグネットホスピタルの実現

研修制度の充実や自己研鑽の支援を充実するなど医療スタッフの働きやすい環境を整備

国立循環器病研究センターと市立吹田市民病院の隣接による連携

～ 1+1の価値を、「2」ではなく「3」や「4」とするために ～

- 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院は、平成30年度を目途に、吹田操車場跡地に移転し、岸辺駅前複合商業施設を挟んで隣接することとなる。
- 隣接する両病院ならではの連携した医療提供体制を構築できるよう、検討(※)を進めており、今後も引き続き協議を実施。
(平成27年2月時点で9回開催)
(※)平成25年6月の移転決定以降、両病院の医療関係者を中心に、医療の質の向上等に向けた協議を実施中。

↓ 両病院の隣接に伴う連携強化の方向性 ↓ (両病院協議により検討された主な事項)

医療の質の向上

- ・ 国循における循環器疾患以外の疾患を伴う**合併症に迅速・効率的な対応**
- ・ 両病院の間で医療スタッフの「**顔の見える関係**」を構築し、密に連携
- ・ 適切なマンパワー投入により医療が効率化されるよう、**両病院の診療科目を調整・連携**
- ・ **国循の退院患者を市民病院の回復期リハビリテーション病棟で受け入れる**等、円滑な対応
- ・ 両病院の**密な連携により高度な症例を多く経験**でき、一層優秀な医師等を育成・確保

研究・研修等の連携

- ・ 国循が企業等との共同研究を進める際、**市民病院も参加**
- ・ 両病院の医師等による**研修(専門医研修等)の共同開催**等の連携
- ・ **市民病院において、国循の「かるしおレシピ」**等による栄養指導を共有が可能

共同運用による効率化

- ・ **高度な医療機器**やドクターカー等の**共同利用**が可能
- ・ **院内保育所の共同設置**や、通院のための**シャトルバスの共同運行**が可能

北大阪健康医療都市(吹田操車場跡地)まちづくりに関する 計画等について

構想

吹田操車場跡地まちづくり全体構想
(平成19年(2007年)6月 吹田操車場跡地まちづくり計画委員会※)
※ 会長:吹田市長、副会長:摂津市長、阪大病院長

基本
計画

東部拠点のまちづくり計画(基本構想)
(平成20年(2008年)1月 吹田市)

東部拠点のまちづくり計画
(平成21年(2009年)3月 吹田市)

東部拠点環境まちづくり計画
(平成21年(2009年)3月 吹田市)

環境の変化

国循の移転決定(平成25年6月)

「健康・医療のまちづくり」基本方針
(平成26年5月 吹田市)

実行
計画

吹田操車場跡地まちづくり実行計画
(平成27年(2015年)3月 吹田市)

イノベーションパーク(仮称)利用基本計画
(平成27年(2015年)3月 吹田市)

低炭素まちづくり計画
(平成27年(2015年)3月 吹田市)

吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針の概要

(平成26年5月19日策定)

基本的な考え方

国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地への移転等を見据え、医療費の多くを占め、重度の要介護状態に直結しやすい**循環器病について、予防医療や健康づくりの推進、市民参加型の取組のモデルの創成など、様々な取組を推進。**

現時点で考える具体的な取組例

- ① 国立循環器病研究センターが行う予防医療の取組に対して支援を行うとともに、同センターとのコラボレーションによる効果的な健康施策の検討。
- ② 民間活力を活かしたコミュニティビジネスという形も含め、地域の方々が「予防」と、「生きがいづくり」や「就労」を兼ねて主体的に参加するモチベーションがわくような施策の検討。
- ③ 吹田操車場跡地に開発される駅前複合施設に入る商業テナント等と連携したこの地域ならではの健康関連施策の検討。

取組の推進により目指すもの

- ① 予防医療や健康づくりの推進により、市民の健康寿命(日常生活に制限のない期間)の延伸を図る。
- ② 健康寿命が延伸した高齢者等の生きがいづくりや、その力を活用した地域活性化を進める。
これらにより、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を先進例として示し、世界をリードする健康都市を目指す。

具体的な内容の検討

健康・医療のまちづくりを関係者全員の協働により推進していけるよう、医療関係者と関係行政機関で協議する会議を立ち上げ、市民や企業の声を聴きながら、具体的な内容を検討。

吹田操車場跡地まちづくり実行計画の概要

操車場のあるまちから、健康寿命の延伸をリードするまちへ
～ つながる ひろがる ひと・まち・みらい～

今後の方向性

- 吹田市では、健康・医療のまちづくり基本方針(平成26年5月)を踏まえ、国立循環器病研究センター等の特性を最大限に活かし、「**健康・医療**」をコンセプトにした新しい形のまちづくりを推進
- 加えて、東部拠点のまちづくり計画(平成21年3月)等を踏まえ、「**環境・緑**」、「**都市の機能と安心・安全**」、「**質の高い景観や空間**」に留意したまちづくりを推進

(コンセプト1) 健康・医療

- 国立循環器病研究センター等と連携し、予防医療や健康づくりの推進により市民の健康寿命の延伸を図るとともに、生きがいづくりを進める等、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を構築する。
- 併せて、医療及び健康関連企業等の誘致を進め、国立循環器病研究センターを中心とする産学官民が連携する国際級の複合医療産業拠点(医療クラスター)の形成を図る。

(コンセプト2) 環境・緑

- 先進的な低炭素社会の実現と豊かな緑、人と自然が共生しつつ、地域と調和した、快適で健康なまちを目指す。

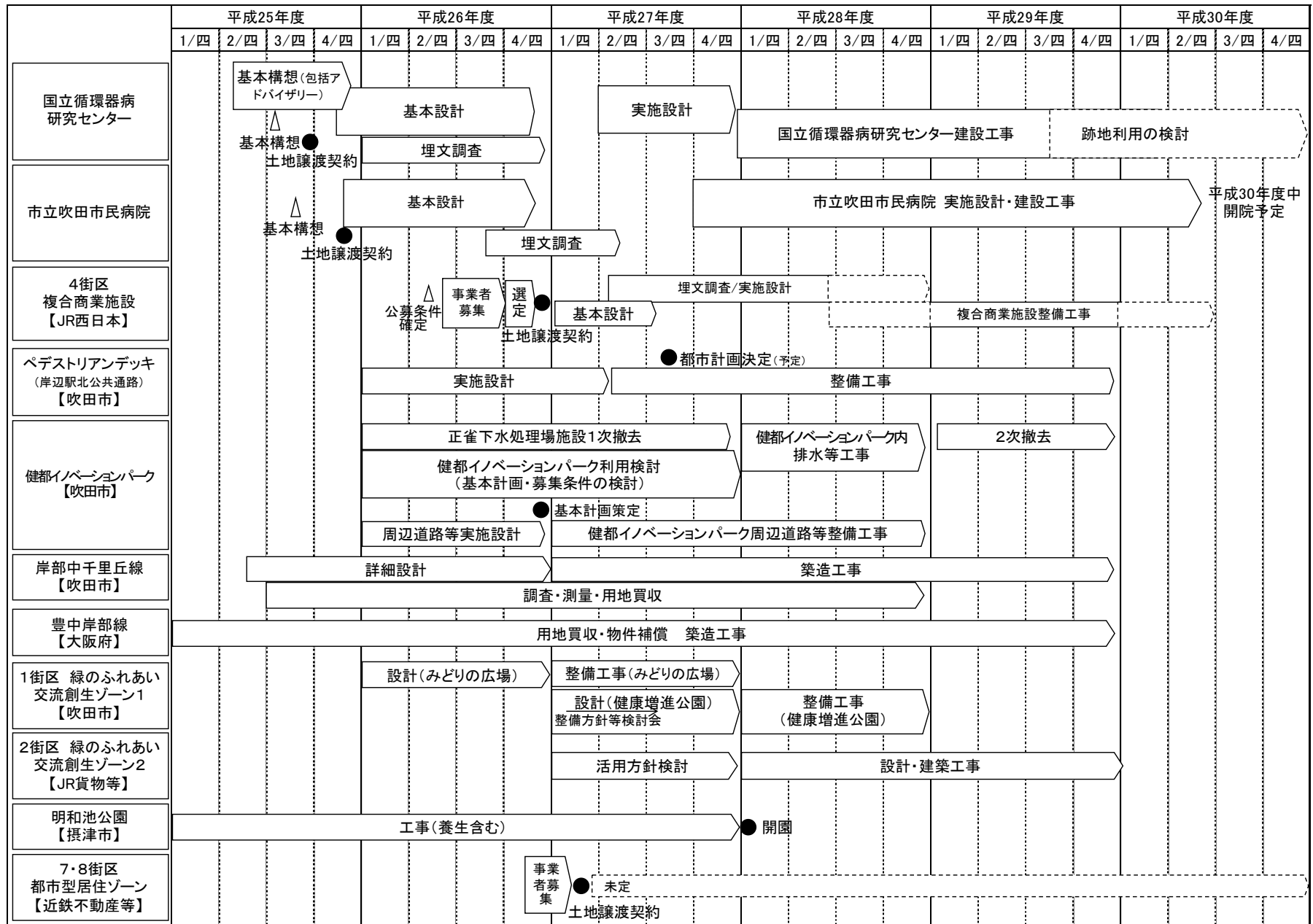
(コンセプト3) 都市の機能と安心・安全

- 誰もが安心・安全に移動し、多世代が集い憩い交流する都市機能の整備を図る。そして、災害時には本市南部地域における防災拠点として災害援助を発信する機能を新たに創出する。

(コンセプト4) 質の高い景観や空間

- 周辺地域に配慮しつつ、テーマ性を持った街並みの形成を図り、質の高い統一感のとれた景観を誘導する。

北大阪健康医療都市 全体スケジュール



※1/四、2/四、3/四、4/四は、それぞれ第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)、第4四半期(1～3月)を表す。
 ※平成27年7月3日開催 第2回医療クラスター形成会議資料をもとに作成。平成27年8月4日現在作成

健都2街区高齢者向けウェルネス住宅の概要

概要

- (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有する標記土地について、平成26年(2014年)6月、同機構から吹田市に対して購入希望の照会があり、同年9月、吹田市は、議会での審議や議決及び価格の調整を前提として、購入意思がある旨を回答。
- 健康・医療のまちづくりの観点から、在宅医療や福祉関係の事業と一体となった高齢者向け住宅の機能等を有する複合居住施設とする方針のもと、7月議会において土地購入費等の予算案が可決(※)。

(※) 上記の複合施設の建設・運営を条件に、民間事業者との土地定期借地契約を行い、施設整備を実現する。

健都2街区高齢者向けウェルネス住宅の特徴(健康・医療・介護の観点)

① 地域包括ケアシステム機能

- 自立層から要介護者まで、様々なライフスタイル・状態像の者が、健やかに安心して暮らせる住宅環境の整備を行う。
- 多様なサービス事業所を配置し、住宅の居住者(※1)に対し、通い・訪問・泊まりといった様々なサービス形態により、介護を中心に看護や予防、薬剤管理といった様々なサービスを、オーダーメイドで組み合わせて提供(※2)できるようにする。

(※1) 事業所によるサービス提供は、建物内の住宅のみならず、周辺地域に対しても積極的に行い、地域のサービス拠点となる。

(※2) 住宅の見守り機能や、事業所を中心としたサービス提供により、独居や認知症にも対応することを目指す。

<イメージ>

高齢者向け住宅(自立～要介護)

サービス事業所(介護系・医療系)

② 生活習慣病予防等を意識したウェルネス機能

- 住宅機能についても、生活習慣病予防、介護予防の観点を重視し、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の医学的知見等を得ながら、居室をはじめとした建物内施設・設備の導入を推進するとともに、様々なサービス提供を組み合わせることによって、より効果的に日常生活の中で健康寿命の延伸の実践を図ることができる環境の形成を目指す。

③ 国立循環器病研究センター等との連携による付加価値機能

- 国立循環器病研究センター等を退院したが、すぐに在宅復帰することが困難な者等について、ショートステイの受入れなどの退院患者支援策を検討するほか、円滑な連携を模索する。

① 地域包括ケアシステム機能

② ウェルネス住宅機能

高齢者向け住宅(自立～要介護)

サービス事業所(介護系・医療系)

③ 連携

③ 連携

健都
イノベーション
パーク

大学・医療系
企業の進出用地
(共同研究拠点)

都市型
居住ゾーン

緑のふれあい
交流創生ゾーン1

健康増進
公園

緑のふれあい
交流創生ゾーン2

市立吹田
市民病院

駅前複合
商業施設

駅前
広場

国立循環器病
研究センター

1街区

緑の遊歩道

2街区

吹田貨物ターミナル駅

4街区

5街区

7街区

南北自由通路

←吹田駅
(大阪方面)

JR東海道本線

岸辺駅

吹田市

千里丘駅→
(京都方面)

摂津市

その他、健康増進公園、駅前複合商業施設、健都イノベーションパーク、都市型居住ゾーンを中心に、北大阪健康医療都市内外の健康・医療資源との連携を積極的に推進

論点の整理

健都2街区高齢者向けウェルネス住宅に盛り込む機能について

1 地域包括ケアシステム構築の具現化の一つとしての機能

<基本的な考え方>

- 自立層から要介護者まで、様々なライフスタイル・状態像の者が、健やかに安心して暮らせる住宅環境の整備を行う。
 - 多様なサービス事業所を配置し、住宅の居住者^(※1)に対し、通い・訪問・泊まりといった様々なサービス形態により、介護を中心に看護や予防、薬剤管理といった様々なサービスを、オーダーメイドで組み合わせ提供^(※2)できるようにする。
- (※1) 事業所によるサービス提供は、建物内の住宅のみならず、周辺地域に対しても積極的に行い、地域のサービス拠点となる。
- (※2) 住宅の見守り機能や、事業所を中心としたサービス提供により、独居や認知症にも対応することを目指す。
- 以上の観点から、例えば、当該住宅には、以下の機能を導入することが考えられるが、どうか。

(注) 事業者募集要項で「必須機能」とするか「期待機能」とするかは、検討が必要。

(1) 医療系サービス機能

① 診療所

- ※ 訪問診療等を実施するものとしてはどうか。
- ※ 在宅療養支援診療所であることが望ましいのではないか。

② 訪問看護ステーション

- ※ 必要に応じた夜間対応や訪問リハビリテーションを実施することが望ましいのではないか。

③ 薬局

- ※ 訪問による服薬指導等を実施するものとしてはどうか。
- ※ 必要に応じて夜間対応を実施することが望ましいのではないか。

など

(2) 介護系サービス機能

① 訪問介護事業所

- ※ 夜間対応を行うものとしてはどうか。
- ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が望ましいのではないか。

② 小規模多機能型居宅介護事業所

- ※ 看護小規模多機能型居宅介護が望ましいのではないか。

③ 居宅介護支援事業所

④ 短期入所生活介護事業所

⑤ 認知症対応のサービス事業所

- ※ 認知症対応型通所介護事業所等が望ましいのではないか。

など

2 生活習慣病予防や介護予防を意識したウェルネス住宅としての機能

<基本的な考え方>

- 住宅機能についても、生活習慣病予防、介護予防の観点を重視し、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の医学的知見等を得ながら、
 - ・ 居室をはじめとした建物内施設・設備の導入を推進するとともに、
 - ・ 様々なサービス提供を組み合わせることによって、より効果的に日常生活の中で健康寿命の延伸の実践を図ることができる環境の形成を目指す

- 以上の観点から、例えば、当該住宅には、以下の機能を導入することが考えられるが、どうか。
 - (注) 事業者募集要項で「必須機能」とするか「期待機能」とするかは、検討が必要。

(1) 住宅機能

① 賃貸住宅居室

- ※ 生活習慣病予防や介護予防を推進すべく、要介護者のほか、要支援者や自立の高齢者が多く居住できるものとしてはどうか。
- ※ 単身者のみでなく、夫婦世帯など様々な世帯類型に応える環境整備を行うものとしてはどうか。
- ※ 早期からの生活習慣病予防や多世代交流を推進すべく、高齢者でない層の入居できるエリア（フロア等）を設けることが望ましいのではないかと。

② ウェルネス住宅としての構造設備等（ハード面）

- ※ 完全バリアフリー構造としてはどうか。
- ※ 外壁等の建物素材から、手すりや階段といった共用部、トイレ、浴室、ベッド、空調設備、バルコニーといった専用部に至るまで、様々な構造設備や住宅機能について、生活習慣病予防や介護予防に資する先進的な仕掛けを導入することが望ましいのではないかと。
- ※ 当該仕掛けの導入に当たっては、国立循環器病研究センター又は市立吹田市民病院の協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないかと。

など

(2) 居住者向け健康増進機能

① 生活習慣病予防や介護予防に資する運動プログラムの実施

- ※ 筋力トレーニング、有酸素運動、ストレッチ、介護予防アクティビティ、リハビリテーション等、幅広いニーズに対応したフィットネススペース等を設けることとしてはどうか。
- ※ 当該スペース等を活用して、定期的に生活習慣病予防や介護予防に資する運動プログラムを実施するとしてはどうか。
- ※ 当該プログラムの考案及び実施に当たっては、国立循環器病研究センター又は市立吹田市民病院の協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないかと。
- ※ 当該プログラムには、当該居住者のみならず近隣住民も参加できる等、地域交流

を促進する形とすることが望ましいのではないか。

② 生活習慣病予防や介護予防に資する栄養プログラムの実施

※ 生活習慣病予防や介護予防に資する食事提供サービスや、栄養指導（個別指導や集団による講座実施、クッキングスクールのような実践方式等）等のプログラムを導入することとしてはどうか。

※ 当該サービス提供やプログラムの考案及び実施に当たっては、国立循環器病研究センター又は市立吹田市民病院の協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないか。

※ 自立した者等への配食サービスにも対応することが望ましいのではないか。

③ 生活習慣病予防や介護予防に資する包括的な相談サービスの実施

※ 希望する居住者に対し、定期的（月1回等）に、食事、運動、禁煙、こころの休養等、健康相談を中心とした包括的な相談サービスを実施することとしてはどうか。

※ 当該サービス実施に当たっては、ICT 技術を活用したデータ計測等により、個人の健康に関する行動変容を促す先進的な仕掛けを導入することが望ましいのではないか。

※ 当該サービス実施に当たっては、国立循環器病研究センター又は市立吹田市民病院の協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないか。

など

（3）居住者向け生活支援機能

① 見守り等生活支援サービス

※ 生活コーディネーターを配置し、日常的な巡回等による見守りを実施することとしてはどうか。

※ その際、クリーニング等の手続代行等、日常的な生活支援を行うことが望ましいのではないか。

※ 居室にコールボタンを設置し、緊急時にも対応可能なオンコール体制の構築が望ましいのではないか。

② 物販

※ 居住者や地域住民の利便性向上のため、コンビニエンスストアやミニショップ、介護用品販売店等の導入が望ましいのではないか。

③ コミュニティ形成支援機能

※ 喫茶コーナー等のコミュニティスペースを導入することとしてはどうか。

※ 当該スペースにおいては、生活コーディネーターが中心となり、居住者のほか地域住民も含めた各種イベント等を開催する等、コミュニティづくりに積極的に取り組み、地域住民や多世代が交流できる「地域拠点」となることが望ましいのではないか。

※ その際、当該住宅の居住者自身が、コミュニティ運営に参画するという視点に配慮した事業運営の仕組みとすることが望ましいのではないか。

※ 当該スペースは、託児サービスや地域に開放した子育て交流スペースとして活用することも望ましいのではないか。

など

(4) 「生涯活躍のまち」(健都版 CCRC) を実践する機能

① その他「健康でアクティブな生活」を支援する機能

- ※ 居住者の希望に応じて、生活習慣病予防や介護予防のほか、就労、社会活動、生涯学習への参加等を積極的に促す仕掛け(例えば、生活コーディネーターによる居住者個別計画の作成・支援の実践等)を導入することが望ましいのではないか。
- ※ その際、居住者の就労機会の創出(駅前商業施設での就労等)や社会活動(国立循環器病研究センターでのボランティア等)、生涯学習(健康増進公園内の健都ライブラリーでの各種講座受講等)の提供等に向けては、生活コーディネーターを中心として、健都の各事業主体等の協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないか。

【参考】健都の各事業主体

健康増進公園(吹田市整備)、駅前複合商業施設(事業者: JR 西日本)、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、健都イノベーションパーク等

② 地域住民の運営参画による地域活性化機能

- ※ 地域の高齢者ボランティアを積極的に活用すること等により、当該高齢者ボランティアの生きがいづくりに貢献するとともに、地域交流の活性化を図る運営の仕組みとしてはどうか。

など

3 国立循環器病研究センター等との連携による付加価値としての機能

<基本的な考え方>

- 国立循環器病研究センターをはじめとする健都の各事業主体との円滑な連携を模索し、当該住宅はもとより、まち全体の付加価値を高める機能を導入する。
- 以上の観点から、例えば、当該住宅には、以下の機能を導入することが考えられるが、どうか。
(注) 事業者募集要項で「必須機能」とするか「期待機能」とするかは、検討が必要。

(1) 退院患者の円滑な在宅復帰支援機能

① 在宅復帰前にショートステイでの一時的な受入れ

- ※ 国立循環器病研究センターからの退院患者であって経過観察が必要な者等を優先的に受け入れることとしてはどうか。
- ※ その際、当該患者については、アフターサポートや連携（経過観察や急性増悪時対応等）について、国立循環器病研究センターの協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないか。

など

(2) 健都の各事業主体によるプロジェクトへの積極的な参画を促す機能

① 居住者を客体とした実証研究への参画

- ※ 国立循環器病研究センターや健都イノベーションパークが進める研究開発事業等について、希望する居住者が参画できるよう、積極的に連携を図ることが望ましいのではないか。

② その他健都における各種事業への参画

- ※ 1 街区の健康増進公園や駅前複合商業施設等が実施する健康づくり・にぎわい関連事業への参加等を積極的に促す仕掛け（例えば、生活コーディネーターによる居住者個別計画の作成・支援の実践等）を導入することが望ましいのではないか。<2(4)

①と関連>

- ※ その際、生活コーディネーターを中心として、健都の各事業主体の協力を求め、積極的に連携することが望ましいのではないか。

など

(3) 地域関係機関との連携・補完機能

① 病児・病後児保育事業の実施

- ※ 地域に不足している病児・病後児保育事業（吹田市による委託事業）を実施することとしてはどうか。その際に必要となる健康管理医師は、駅前複合商業施設の医療モールで小児科を標榜する診療所の医師（吹田市医師会に加入予定）とする。

② その他の地域機関との連携・補完

- ※ その他、健都という地域の特性から付加価値が高まると考えられる機能や、地域に不足する健康・医療・介護・福祉サービス機能については、事業者の提案を精査のうえ、積極的に導入することが望ましいのではないか。

など

吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針

市民を中心にまちぐるみで循環器病を防ぎ、元気で長生き！
～世界初となる循環器病予防のまちづくりの「吹田モデル」を創成し、国内外に発信～

【国循の移転等も見据え、循環器病予防に関する施策を推進】

吹田市は、今後、国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地（JR東海道線岸辺駅前）への移転等も見据えつつ、我が国の医療費の多くを占め¹、重度の要介護状態に直結しやすい²循環器病についての予防医療や健康づくりの取組の推進や、市民参加型の循環器病予防の取組のモデルの創成などを目指し、様々な取組を推進します。

具体的には、

- ① 国立循環器病研究センターが行う予防医療の取組について、地域医療を担う関係機関や市民の協力も得ながら支援していくとともに、本市としても、大阪府や近隣自治体とも協力しながら、同センターとのコラボレーションなど、より効果的に市民の健康の増進に資する施策を検討します。
- ② また、市民参加型の循環器病予防の取組については、行政主体の取組のみならず、我が国の成長分野である健康産業関係の企業、NPO法人など民間活力を生かしたコミュニティ・ビジネス³という形も含め、地域の方々が「予防」と、「生きがいづくり」や「就労」を兼ねて主体的に参加するモチベーションがわくような施策を検討します。
- ③ そのほか、今後、吹田操車場跡地に開発される駅前複合施設に入ることが想定される商業テナント等との連携を図り、官民一体となって、この地域ならではの健康関連施策も検討します。

【まちづくりの「吹田モデル」を創成し、世界をリードする健康都市に】

これらを通じて、今後、少子高齢化により生産年齢人口（15－64歳）が減少していく我が国にあって、予防医療や健康づくりの推進により市民の健康寿命⁴（日常生活に制限のない期間）の延伸を図るとともに、健康寿命が

延伸した高齢者等の生きがいづくりや、こうした力を活用した地域活性化を進めるといった、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を先進例として示し、世界をリードする健康都市を目指します。

【様々な立場の方からご意見をいただきながら具体的内容を検討】

本市では、平成30年度を目途に、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院が、吹田操車場跡地に建替移転することが決定しており、併せて、医療研究機関や医療関連企業等の誘致、最先端医療技術の開発を進め、我が国随一の国際級の複合医療産業拠点の形成を目指します。

今後、本市としては、この一大医療拠点を核とした健康・医療のまちづくりを、関係者全員の協働により知恵を出し合い、力強く推進していけるよう、新たに、医療関係者と関係行政機関で協議の場を立ち上げ、市民や企業の声も聴きながら、その具体的内容を検討します。

それらの議論を踏まえ、本市として、平成30年度を目途とした国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地への建替移転等も見据え、「循環器病予防の象徴」と呼ばれるようなまちづくりを進めるとともに、その成果としての健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を世界に発信します。

平成26年5月19日 吹田市

¹ 医科診療費（歯科診療、薬局調剤等の医療費は除く。）約27.8兆円のうち、循環器系の疾患は、新生物、呼吸器系疾患を抑え最大の約21%を占める（約5.8兆円）。（出典：厚生労働省「平成23年度国民医療費」）

² 要介護5（最重度）の方が介護が必要となった主な原因に占める脳血管疾患は、新生物や認知症を抑え最大の約33.8%を占める（心疾患、糖尿病を加えた割合は、36.4%となる。）。（出典：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」）

³ 「地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあります。このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス（SB）／コミュニティビジネス（CB）です。」（出典：経済産業省地域経済産業グループ地域新産業戦略室HP）

⁴ 我が国の健康寿命と平均寿命の差は、平均で約10年となっていることから、亡くなるまでの一定期間、生活の質の低下を余儀なくされている（平均寿命と健康寿命の差は、平成22年で、男性9.13年、女性12.68年となっている。出典：平均寿命は厚生労働省「平成22年完全生命表」、健康寿命は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」）

北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりに関する考え方について 中間報告【概要】

<経緯>

- ◆ 吹田操車場跡地^(※)では、平成30年度を目途とした国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転を控え、循環器病予防を中心とした“健康・医療のまちづくり”を推進
- ◆ 平成26年7月以降、「北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくり会議」^(※)で、7回にわたって、地域医療の在り方等を議論

(※1) 名称: 北大阪健康医療都市、愛称: 健都(けんと、KENTO)
 (※2) 第1回～第6回の会議名称は「吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくり会議」

1. 基本的な考え方

すべての関係者

- ◆ 「国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター形成に関する基本的な考え方」を念頭に、健康・医療のまちづくりに向けて協力・連携
- ◆ 生活習慣病予防や健康づくりの先進的なモデル地域を目指し、全国・世界へ発信
- ◆ 周辺の地域も含めた、広く地域医療の質の向上等に資する取組の推進

- ◆ 上記達成のため、
 - ・ 各主体が以下の役割を果たすとともに、
 - ・ 市民、NPO、団体、企業などと連携・協働

吹田市・摂津市

吹田保健所、茨木保健所とも協力して、地域医療の連携支援や意欲的に健康づくりに取り組む市民・企業を増やす健康増進施策等の推進

国立循環器病研究センター

地域に密着しつつ、ナショナルセンターのミッションである循環器病の予防と制圧の取組を推進

市立吹田市民病院

隣接する両病院ならではの連携した医療提供体制の構築、地域医療関係者との連携、地域医療の質の向上に向けた取組の推進

医師会、歯科医師会、薬剤師会

病院、診療所、薬局間の円滑な連携を推進

2. 個別具体の論点についての考え方

(1) 地域医療について

ア. 両病院（国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院）が隣接することによる連携・機能分担

- ◆ 診療科目の調整・連携、患者受入れの協力等、二つの急性期病院が隣接するからこそその連携や機能分担を推進

イ. 両病院が吹田操車場跡地に移転することによる地域の診療所及び薬局との連携・機能分担

- ◆ 地域の診療所及び薬局との連携や機能分担に向けた検討を推進

ウ. 両病院が吹田操車場跡地に移転することによる近隣病院との連携・機能分担

- ◆ 地域医療構想の策定動向等を踏まえ、移転後の病院間連携について、吹田保健所、茨木保健所を中心に必要な支援等を実施

エ. 国立循環器病研究センターを核とした地域における予防医療の実施・啓発

- ◆ 国立循環器病研究センターによる地域医療関係者、行政、企業と連携した先駆的な循環器病予防モデルの実施等^(※)

(※) 例えば、吹田市、摂津市等の協力を得て、健康、医療及び介護に係るデータを活用した分析、新たな住民コホート研究の開発等を推進

オ. 平成37年（2025年）に向けたこのまちの地域包括ケアシステムの構築

- ◆ 北大阪健康医療都市ならではの医療・介護連携等の検討を推進
- ◆ 市立吹田市民病院が回復期リハ病棟の導入を検討していることを踏まえ、回復期から慢性期への移行や在宅復帰の連携等を推進 等

カ. 吹田市（豊能医療圏）、摂津市（三島医療圏）の市境という立地

- ◆ 地域医療構想の策定動向等を踏まえ、救急患者の流れ等、医療圏の相違による広域的な地域医療の課題について検討を推進
- ◆ 移転に伴う両病院へのアクセス向上のための検討 等

(2) 健康・医療のまちづくりについて

ア. 健診受診率の向上をはじめとする健康づくり

- ◆ 特定健診や特定保健指導、がん検診の受診率向上
- ◆ 北大阪健康医療都市のまちづくりを契機として、健康づくりへの市民の機運の醸成を推進 等

イ. 健康指標等からみた課題

- ◆ 吹田市、摂津市の健康寿命について、経年比較等による評価を実施
- ◆ 国保データ等の分析を進め、疾病予防等を推進 等

ウ. 北大阪健康医療都市におけるまちづくり

- ◆ 国内外から多くの人が集まるまちづくり
- ◆ 移転後の国立循環器病研究センター内にオープンイノベーションセンター（仮称）を設置し、共同研究の拠点づくりを推進
- ◆ 両病院は駅前商業施設（JR西日本）とともに、まちづくりとの調和、「学び」と「体験」の場の提供等、健康・医療のまちづくりに貢献
- ◆ 駅前商業施設（JR西日本）が循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに調和する施設となるよう、連携・協力
- ◆ 吹田市が整備する健康増進広場及び高齢者向け複合居住施設について、国立循環器病研究センター等は助言等の協力
- ◆ 都市型居住ゾーンでは、国立循環器病研究センター等と連携し、「健康住宅地」の形成を目指す
- ◆ 北大阪健康医療都市の各街区及び周辺道路において、路上喫煙禁止とすべく検討
- ◆ 訪れた人が健康等を意識し、楽しめるよう、歩行者空間等のハードからウォーキングイベント等のソフトまで、各種環境を整備
- ◆ 健都イノベーションパークについて、オール関西の更なる発展を牽引する、新たなイノベーション拠点の形成を目指し、企業等を誘致
- ◆ 地域住民が健康・医療のまちづくりに主体的に参画できるよう、健康づくりを担うリーダー等の育成・支援
- ◆ 多様な主体によるエリアマネジメント組織の設立、活動への支援
- ◆ 「健康・医療」まちづくりポータルサイト等による効果的な広報 等

3. 今後の議論の在り方

- ◆ 本中間報告で整理した各取組に関する「工程表（ロードマップ）」の作成と定期的な進捗確認、必要に応じワーキンググループの設置
- ◆ 吹田・摂津各市の全市的な地域医療の連携体制の強化、健康づくりの推進等に向けた議論の実施

国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会、吹田保健所、茨木保健所、吹田市、摂津市で確認

北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりに関する考え方について 中間報告

平成 27 年（2015 年）8 月 5 日

吹田市と摂津市にまたがる吹田操車場跡地（名称：「北大阪健康医療都市¹」、愛称：「健都」（けんと、KENTO²））においては、国立循環器病研究センター（平成 30 年度（2018 年度）を目途に完成予定）及び市立吹田市民病院（平成 30 年度（2018 年度）開院予定）の移転を控え、循環器病予防を中心として北大阪健康医療都市ならではの“健康・医療のまちづくり”の構想が進みつつあります。

J R 岸辺駅の北駅前広場西側では、両病院に挟まれる形で健康・医療のまちづくりの機能を有し、来訪者に健康に関する行動変容を促す複合商業施設の建設が予定されています。

また、国立循環器病研究センターに隣接する健都イノベーションパークにおいては、企業や大学の研究機関、サテライトオフィス等の集積拠点の整備に向けた取組も始まっています。

さらには、防災機能に加え健康増進機能を有する公園の整備、健康の概念を取り入れたウェルネス住宅地の形成の検討が進んでいます。

これまで“鉄道のまち”であった吹田操車場跡地が、新たに国立循環器病研究センターと市立吹田市民病院を中心とした“健康・医療のまち”として生まれ変わりつつあります。

こうしたまちづくりの動きと連動して、北大阪健康医療都市を中心とした地域医療のあり方等を検討するため、吹田市及び摂津市の呼びかけにより、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、保健所、吹田市及び摂津市の医療・行政関係者等で構成する「吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくり会議³」を立ち上げ、平成 26 年（2014 年）7 月以降、延べ 7 回、議論を行ってきたところです。

このたび、これまでの議論を踏まえ、今後の北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりの実現に向けた考え方について、以下のとおり整理しました。

1 北大阪健康医療都市の範囲は、吹田操車場跡地土地区画整理事業区域及び健都イノベーションパーク地区とする。

2 KENTO は、循環器病予防に必要な **K**nowledge（正確な知識、知の集積）、**E**xercise（適度な運動）、**N**utrition（適切な栄養・食事）と **T**own（まちづくり）の頭文字を並べたもの。

3 平成 27 年（2015 年）8 月に、会議名称を「北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくり会議」に変更。

1. 基本的な考え方

- 本会議に参画するすべての関係者は、国立循環器病研究センターが掲げる「国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター形成に関する基本的な考え方（平成26年（2014年）5月）」を念頭に、健康・医療のまちづくりに向け協力・連携していく。

- 本会議に参画するすべての関係者は、国立循環器病研究センターを中心とした様々な医療資源が集中する北大阪健康医療都市の特性を生かして、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防・健康づくりに関する先進的なモデル地域を目指す。
これに際しては、吹田市、摂津市という行政区域にとらわれることなく、北大阪健康医療都市を一つの“まち”と捉え、協働して全国、そして世界に発信していく。

- 本会議に参画するすべての関係者は、この健康・医療のまちづくりを契機として、北大阪健康医療都市のみならず両市域、さらには周辺の地域も含め、広く地域医療の質の向上等に資するよう、取組を進めていく。

- 上記の目的を達成するため、北大阪健康医療都市における健康・医療のまちづくりにかかわるすべての主体が以下のような役割を果たすとともに、市民、NPO法人、学術団体、企業など様々な主体との連携・協働を図っていく。
 - ・ 吹田市及び摂津市は、双方の行政区域にとらわれることなく連携し、吹田保健所、茨木保健所とも協力して、健康・医療のまちづくりに向け、地域医療の連携支援に取り組むとともに、意欲的に健康づくりに取り組む市民・企業を増やす健康増進施策等を進めていく。

 - ・ 国立循環器病研究センターは、隣接する市立吹田市民病院との連携を密に図るとともに、地元行政や地域医療関係者と連携する等、地域に密着しつつ、ナショナルセンターのミッションである循環器病の予防と制圧に向けた取組を進めていく。

 - ・ 市立吹田市民病院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念を念頭に、国立循環器病研究センターとともに隣接する両病院ならではの連携した医療提供体制を構築しつつ、地域医療関係者との連携も進め、地域医療の質の向上等に向けて取組を進めていく。

- ・ 吹田市及び摂津市の医師会、歯科医師会及び薬剤師会（以下「三師会」という。）は、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転に伴い、病院・診療所・薬局間の連携が円滑に進むよう、取組を進めていく。

2. 個別具体の論点についての考え方

(1) 地域医療について

ア 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院が隣接することによる連携・機能分担

- 二つの急性期病院が隣接するからこそその連携した医療提供体制を構築できるよう、両病院で協議を行う医療連携連絡会議や、大阪大学医学部附属病院も参画する公的病院連携会議における議論等も踏まえ、
 - ① 複合的な疾患を有する患者への円滑・迅速な対応や診療科目の調整・連携、患者受入れの協力等による医療の質の向上、
 - ② 共同研究や医師研修等における連携、
 - ③ 高度な医療機器やドクターカー等の共同利用等、様々な連携や機能分担に向けて、協議を進めていく。

イ 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院が吹田操車場跡地に移転することによる地域の診療所及び薬局との連携・機能分担

- 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院は、地域の診療所及び薬局との連携や機能分担に向けて、積極的に検討を進めていく。
- 吹田市及び摂津市の三師会は、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院との連携を一層強化すべく、積極的に協議に臨むとともに、必要に応じて一層の連携強化に向けた提案等も行う。

ウ 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院が吹田操車場跡地に移転することによる近隣病院との連携・機能分担

- 今後は、病床機能報告制度により把握される病床機能ごとの地域医療提供体制や地域医療構想の策定動向等を踏まえつつ、移転後の両病院と近隣病院との連携等について、吹田保健所及び茨木保健所を中心として、必要な支援等を行っていく。

エ 国立循環器病研究センターを核とした地域における予防医療の実施・啓発

- 国立循環器病研究センターは、健康寿命の延伸を目指し、地域医療関係者、行政、企業と連携した先駆的な循環器病予防モデル事業の実施等、地域関係者の協力を得ながら、予防医療（健康増進を含む。）に取り組む。
- 例えば、吹田市、摂津市等の協力も得ながら、自治体が保有する健康、医療及び介護に係るデータを活用した健康寿命関連リスクと対策の分析を実施するほか、新たな住民コホート研究、当該コホート集団を対象とする簡易健康チェックの実用性評価、生活習慣病改善のための介入方法や効果判定法の開発等を進める。
これに関し、吹田市及び摂津市は、地域医療関係機関や市民の協力を得ながら支援していく。

オ 平成 37 年（2025 年）に向けたこのまちの地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が全員 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据えれば、健康・医療のまちづくりを進めていくに当たっては、医療と介護の連携も重要な課題となる。
吹田市医師会、摂津市医師会ともに、地域包括ケアシステムの推進に向けた意向が示されており、吹田市及び摂津市は、北大阪健康医療都市ならではの医療・介護連携等、地域包括ケアシステムの構築について、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院並びに両医師会をはじめとする地域の医療・介護関係者ととともに検討を進めていく。
- 市立吹田市民病院が急性期のみでなく、回復期リハビリテーション病棟の導入を検討していることを踏まえ、回復期から慢性期に移行する患者や、在宅復帰する患者に関し、近隣病院や介護施設、地域医療・介護関係者との連携の在り方について、検討を進めていく。
- 今後益々深刻化する認知症対策として、国立循環器病研究センターは平成 27 年度（2015 年度）から、全国の医療機関と協力して軽度認知症患者に対する医師主導型治験を始める等研究治療面で貢献し、吹田市及び摂津市は、両医師会をはじめとする地域の医療・介護関係者ととともに、認知症に係る啓発、認知症支援における早期診断・早期対応の仕組みづくり、地域における見守り体制の構築等について検討を進めていく。
- 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院が、二次医療圏が異なる

吹田市及び摂津市の市境付近に移転することを踏まえ、両病院、吹田保健所、茨木保健所及び地域医療関係機関を中心に、地域連携パスの共通化の可否等についても議論を行う。

カ 吹田市（豊能医療圏）、摂津市（三島医療圏）の市境という立地

- 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の吹田操車場跡地への移転により、救急患者の流れ等、二次医療圏が吹田市、摂津市により異なることによる課題が生じてくることが想定される。

今後は、病床機能報告制度により把握される病床機能ごとの地域医療提供体制や地域医療構想の策定動向等も踏まえつつ、吹田保健所、茨木保健所を中心として、広域的な地域医療の課題についても検討を進めていく。

- 北大阪健康医療都市については、JR 岸辺駅前という好立地である一方、吹田・摂津両市民にとって両病院へのアクセスが課題となる場合もあるとの意見もあった。今後、アクセス向上のためどのような方策が有効か吹田市、摂津市、国立循環器病研究センター等関係者間で議論を進めていく。

(2) 健康・医療のまちづくりについて

ア 健診受診率の向上をはじめとする健康づくり

- 国の近年の研究をみても、特定健診や特定保健指導の受診が、健康指標の改善や医療費適正化に資する傾向があるというデータ⁴が示されている。

吹田市及び摂津市は、地域医療関係者、企業等とともに、特定健診や特定保健指導の受診率向上に積極的に取り組む。

- また、がん治療においては、初期段階で発見し、適切な治療を迅速に行うことが重要であるため、吹田市及び摂津市は、地域医療関係者、企業等とともに、がん検診の受診率向上にも積極的に取り組む。

- 吹田市は、「吹田市『健康・医療まちづくり』基本方針（平成 26 年（2014 年）5 月、吹田市）」等を踏まえ、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転を見据えながら、行政・市民・企業が一体となって、オール吹田で健康・医療問題に関する機運の醸成を進めていく。

今後は、平成 26 年度（2014 年度）に開始した健康管理拠点拡大モデル事業（すいたマチなか保健室～テレビ電話で健康相談～）の周知・定着化を進

⁴ 「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」（厚生労働省）第二次中間取りまとめ等

めていくほか、高齢者の生きがい創出も含め、新たに市民が主体的に参加する健康増進施策等を力強く推進していく。

- 摂津市は、本会議や摂津市健康づくり推進協議会における議論を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）中に「健康・医療のまちづくり計画」（仮称）を策定し、国立循環器病研究センターとの連携による循環器病予防施策、市民の健康づくり推進施策等を推進する（摂津市では、国立循環器病研究センターと「連携・協力に関する基本協定」を平成 27 年（2015 年）4 月 2 日に締結しており、同協定に基づき、当該事業に協力）。
- また、北大阪健康医療都市における健康・医療のまちづくりを一つの契機として、吹田市及び摂津市の健康づくりへの市民の機運を高めるため、両市において健康づくりの共同イベント（例えば、緑の遊歩道や周辺に点在する歴史遺産を活用したウォーキングイベント等）の企画に取り組む。

イ 健康指標等からみた課題

- 「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」（平成 24 年度（2012 年度）厚生労働科学研究）で示される、「日常生活動作が自立している期間の平均」による健康寿命⁵は、平成 25 年度（2013 年度）で、吹田市は男性 79.70 歳、女性 83.67 歳、摂津市は男性 78.48 歳、女性 82.72 歳となっている。

吹田市及び摂津市は、今後、この健康寿命の指標について、経年比較等による評価を続け、健康寿命延伸のための全国のモデルを目指す。

- 医療保険者においては、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、平成 27 年度（2015 年度）から推進するとされている。

このことを踏まえ、吹田市及び摂津市においても、国民健康保険の特定健診データや医療レセプトデータ等を用い、両市における健康・医療の課題や特性について、分析等を進め、疾病予防を推進するとともに、医療費の適正化に向け、国立循環器病研究センターをはじめとする医療関係者、保健所と連携して取り組む。

- 吹田市及び摂津市は、健康増進法（平成 14 年（2002 年）法律第 103 号）

⁵ 同研究においては、健康寿命の指標として、①日常生活に制限のない期間の平均、②自分が健康であると自覚している期間の平均、③日常生活動作が自立している期間の平均、の三つの手法が示されている。いわゆる「健康日本 21（第 2 次）」（平成 24 年（2012 年）厚生労働省告示第 430 号）では、健康寿命について①の定義を用いているが、当該指標は、国民生活基礎調査を基礎資料としているため、市町村単位での算定ができない。

に規定する市町村健康増進計画として健康すいた21、健康せつつ21をそれぞれ策定し、健康に関し取り組むべき課題としての「重点項目」、項目ごとの「目標」を掲げ、様々な評価指標を用いながら、計画的な施策の推進を進めている。

両市は、本会議における健康・医療のまちづくりに向けた議論を踏まえながら、健康すいた21、健康せつつ21に掲げる目標が達成されるよう、各般の健康増進施策等を展開していく。

ウ 北大阪健康医療都市におけるまちづくり

- 本会議に参加する関係者は、国内外から「医療・健康づくりのメッカ／フロントランナー」と呼ばれるようなまちを目指した発信や、医療・健康と結びついた魅力的な観光資源（最先端医療・研究の見学コース設定や体験型施設等）の確立等、国内外から多くの人が集まるまちづくりを進めていく。
- 国立循環器病研究センターは、新しいセンター内にオープンイノベーションセンター（仮称）を設置し、様々な企業や大学・研究機関との共同研究の拠点づくりを進める。
- 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院は、同じく健康・医療のまちづくりの核となるJR岸辺駅前複合商業施設（JR西日本）とともに、まちづくりとの調和や、「学び」と「体験」の場の提供、まちづくりへの積極的な参画等、健康・医療のまちづくりに貢献していく。
- JR岸辺駅前複合商業施設（JR西日本）については、一般的なショッピングモールではなく、循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに調和する施設となるよう、テナント事業者と国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院及び吹田市との連携・協力を具体化するほか、「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」を遵守することを求めるなど、本会議に参加するすべての関係者は、当該施設建設予定地の譲受者であるJR西日本と密に連携していく。
- また、近隣商工業者や健都イノベーションパークに進出する企業等について、健康・医療のまちづくりに調和し、他のモデルとなるような、被用者の健康管理やゆとりのある勤務環境の確保を促進する。
- 吹田市は、緑のふれあい交流創生ゾーン1において、健康・医療のまちづくりの観点から、健康増進広場の整備を進めていく。

国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、地域医療関係者、保健所においては、当該健康増進広場について、

- ① 健康増進に資する機能やその活用方法、
 - ② 公園を訪れた方が自然と健康を意識するような仕掛け
- 等の具体的な検討を進めるに当たり、専門的知見から助言を行う等、本会議等を通じて、当該事業への協力を努めていく。

- 吹田市は、緑のふれあい交流創生ゾーン2において、健康・医療のまちづくりの観点から、在宅医療や福祉関係の事業と一体となった高齢者向け複合居住施設の整備を進めていく。

国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、地域医療関係者、保健所においては、当該複合居住施設について、

- ① 医療系・介護系サービス機能や、
 - ② ウェルネス住宅としての機能、
 - ③ 国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院との効果的な連携方策
- 等の具体的な検討を進めるに当たり、専門的知見から助言を行う等、本会議等を通じて、当該事業への協力を努めていく。

- 都市型居住ゾーンにおいては、土地譲受事業者（近鉄不動産、大和ハウス工業及び名鉄不動産）の提案に基づいて、国立循環器病研究センター、及びJR岸辺駅前複合商業施設等と連携し、「健康住宅地（意識せずとも日常生活に運動を取り込み、気づかぬうちに健康的な生活を送ることができる住宅地）」の形成を目指す。

- 健康・医療のまちづくりを実現するうえで、北大阪健康医療都市における路上喫煙の禁止を検討すべきではないかとの意見があった。

これを踏まえ、吹田市は、北大阪健康医療都市の各街区及び周辺道路において、環境美化の観点から、また、健康の保持増進のシンボルとして、路上喫煙禁止地区とすべく、方策を検討する。

摂津市においても、本会議の議論を受けて、摂津市健康づくり推進協議会の意見を聞きながら、検討を進める。

- 吹田市は、訪れた人が健康・自然・歴史を意識し、楽しみながら取り組めるよう、歩行者空間や植樹、景観、外国人にも分かりやすい案内標識等のハード整備から、ウォーキングイベントや食等の健康に関する市民講座の開催などソフト整備に至るまで、医療関係者や市民等の意見も踏まえながら、各種環境整備に取り組む。

- 吹田市及び摂津市は、健都イノベーションパークについて、医療機器・医薬品・再生医療等製品や、食事・運動を含む健康関連製品・サービス等の核心的な研究開発を行う企業等をメインターゲットに、北大阪バイオクラスターやオール関西（京都、神戸等）の更なる発展を牽引する、新たなイノベーション拠点の形成を目指し、国立循環器病研究センター、大阪府とともに、企業等の誘致に取り組む。
- 吹田市及び摂津市は、健康・医療のまちづくりに賛同する大学に、市民、NPO法人やコミュニティビジネス事業者等を対象にした出張講座や起業相談室の開設を働きかけるなど、健康づくりの活動を担う人材の育成に取り組む。
- まちづくりを持続的に成功させるためには、当該地域住民の自主的な参画と創意工夫が不可欠である。吹田市及び摂津市は、地域住民が北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりに主体的に参画できるよう、健康づくりを担うリーダーやNPO・団体等の育成、取組への支援をしていく。
- 北大阪健康医療都市の各街区における事業実施に当たっては、高齢者を対象とした取組のみならず、例えば、子育て世代を含む働き盛りの現役世代を対象とした健康啓発イベント、子育て関係イベントの開催等、子どもや若者を含む全世代型の取組も推進・支援していく。
- まちは、創るだけでなく市民や来街者、事業者等、多様な主体が集い、積極的かつ継続的にまちを育てていくことが重要であるため、吹田市は、各事業者と協力し、多様な主体によるこの地区のエリアマネジメント組織を設立できるよう、支援を進めていく。

摂津市、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院をはじめとする各地権者は、この地区のエリアマネジメント組織の設立に向けて、吹田市と緊密な連携・協議を行う。

また、エリアマネジメント組織の設立後は、すべての参加メンバーは、健康・医療のまちに相応しい健康増進イベントの企画等、健康・医療の観点からも積極的な検討を行い、参画していく。
- 吹田市及び摂津市は、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院等と協力しつつ、北大阪健康医療都市「健康・医療」のまちづくりポータルサイトを運営、必要な情報提供に努めるとともに、大学関係者等とも連携しながら市民向けシンポジウムを開催する等、本まちづくりを効果的に広報できるよう、努めていく。

3. 今後の議論の在り方

- 本中間報告で整理した各種取組を実現するために、各取組に関する主体とスケジュールを明記した「工程表（ロードマップ）」を速やかに作成し、定期的に進捗状況を確認する。主体が複数に及ぶ取組については、必要に応じ、関係者によるワーキンググループを設置して、協議調整を進める。
- 北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりに関する考え方については、本会議に参加するすべての関係者の合意により、中間報告として一定の整理を行うものであるが、本会議は、吹田市域、摂津市域の双方の関係者が参集して議論を行う有用な場であることから、上記工程表の進捗状況の確認のほか、必要に応じ開催し、両市域の関係者の連携強化に努める。
- 一方、地域医療や健康づくりの取組等は、北大阪健康医療都市のみをもって完結するものではない。
このことから、吹田市及び摂津市は、今後、北大阪健康医療都市に限らない、全市的な地域医療の連携体制の強化、全市的な健康づくりの推進等に向けた議論についても、併せて進めていく。
- 国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、吹田市及び摂津市の三師会、吹田保健所及び茨木保健所は、それぞれ上記の議論を行う場に必要に応じて参画するとともに、各自もこうした議論を喚起していく活動に努める。

構想の基本的な考え方

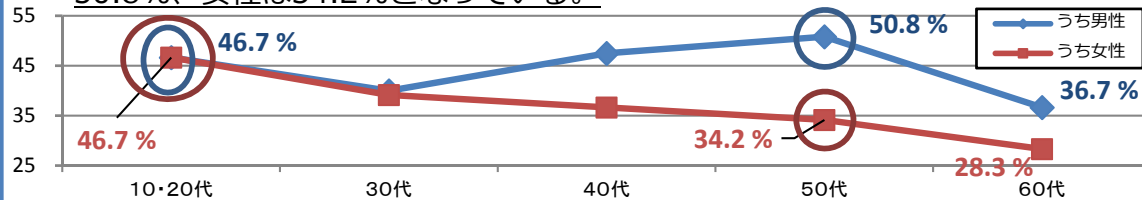
まち・ひと・しごと創生本部資料

◎ 「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる」まちづくりを目指す。

構想の意義

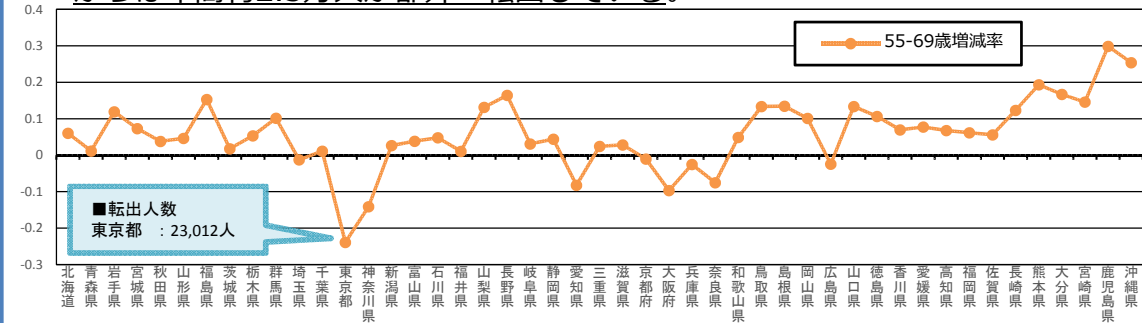
① 高齢者の地方移住の希望実現

・東京在住者の意向調査によると、地方の移住希望者は、50代では男性は50.8%、女性は34.2%となっている。



② 地方へのひとの流れの推進

・55～69歳のひとの流れをみると、大都市圏から地方への転出が見られ、東京都からは年間約2.3万人が都外へ転出している。



③ 東京圏の高齢化問題への対応

・東京圏では今後急速に高齢化が進む。特に75歳以上の後期高齢者は2025年までの10年間で約175万人増大し、医療介護の確保が大きな課題となる。

	75歳以上人口（万人）		増加数（万人）
	2015年	2025年	
東京都	147.3	197.7	50.5
神奈川県	101.6	148.5	47.0
埼玉県	76.5	117.7	41.2
千葉県	71.7	108.2	36.6
一都三県	397.0	572.1	175.2

構想が目指す基本方向

① 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」への移住支援

・移住希望者に対してきめ細かな支援を行う。東京圏など大都市からの移住だけでなく、地域の高齢者が近隣から転居するケースも想定。

② 健康でアクティブな生活の実現

・健康な段階からの入居を基本とし、健康づくりや就労、社会活動、生涯学習に主体的に参加することを目指す。

③ 地域社会（多世代）との協働促進

・入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献できる環境を実現する。

④ 「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする。

⑤ IT活用などによる効率的なサービス提供

・医療介護人材の不足に対応し、ITや多様な人材の活用、高齢者の積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う。

⑥ 居住者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

・居住者自身がコミュニティの運営に参画するという視点を重視。

⑦ 関連法制度等による政策支援

・関連法制度や財政支援などによる政策支援を検討。

◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から提示。これらは、制度趣旨から一定水準を確保する一方、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要。このため、「生涯活躍のまち」構想に求められる要件は、「共通必須項目」（入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目）と「選択項目」（地方公共団体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目）に区分される。

◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」

◎地域の特性や強みを活かす = 「選択項目」

入居者

I.入居者像

- ①入居希望の意思確認 → 構想を理解し、入居意思が明確な者としてすることが必要。意思確認のための丁寧なプロセス（事前相談・意見徴収、お試し居住）を用意
- ②入居者の健康状態 → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない
- ③入居者の年齢 → 65歳以上を原則。幅広い年齢構成が望ましい。

I.入居者像

- ①入居者の住み替え形態 → 「大都市移住型」or「近隣転居型」
- ②入居者の所得等 → 一般的な退職者を基本としつつ、富裕層も想定。
- ③入居者の出身地、趣味嗜好 → Uターンを想定、趣味嗜好など個人のニーズに着目、どの程度の所得を想定するかなど多様な選択がある

立地・
居住環境

II.立地・居住環境

- ①地域社会（多世代）交流 → 高齢者が地域社会に溶け込み、多世代と交流・協働できる環境
- ②自立した生活ができる居住環境 → 安心して自立した生活がおくれる居住環境
- ③生活全般のコーディネート（運営推進機能） → 入居者の生活全般をコーディネートする専門人材の配置

II.立地・居住環境

- ①どこに立地するか → 「まちなか型」or「田園型」
- ②地域的ひろがりをするか → 「タウン型」or「エリア型」
- ③地域資源をどう活用するか → 既存施設や空き家活用など

サービス
提供

III.サービスの提供

- ①移住希望者への支援 ②「健康でアクティブな生活」を支援するプログラムの提供
- ③「継続的なケア」の提供 → 人生の最終段階まで尊厳ある生活がおくれる「継続的なケア」提供

III.サービスの提供

- 提供するサービス内容をどうするか → 就労・社会参加・生涯学習など多様なプログラムがある

事業
運営

IV.事業運営

- ①居住者の事業への参画 ②事業運営や居住者に関する情報公開

IV.事業運営

- 事業主体・ファイナンスをどうするか → 多様な事業主体・ファイナンス手法

◎地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、構想案及び「基本計画」をとりまとめる。それに基づき、適切な事業主体を選定する。事業主体は、事業計画を策定し、事業化に取り組む。

I. 地方公共団体における構想の検討

◎地方公共団体は、国が示す基本的な考え方を踏まえつつ、地域の特性や強みを活かした基本コンセプトを固める。

1. 検討組織の設置

- ①庁内の部局横断的な検討組織の設置
- ②官民の検討会議の設置（関連事業者、学校、金融、住民など地域関係者が参加）

2. 構想のとりまとめ

- ①基本コンセプトを固め、構想案をとりまとめ
- ②構想案に対する関係者からの意見聴取
- ③構想のとりまとめ → 「地方版総合戦略」に盛り込む

3. 「基本計画」の策定

- 「基本計画（対象区域、事業主体の条件を含む）」の策定

II. 事業化に向けた取組

1. 事業主体の選定

- 公募を行う場合もあり得る。

2. 「事業計画」の策定

- ①事業主体における施設や人材、資金の確保、事業内容の検討
- ②事業主体による「事業計画」（具体的な取組内容）の策定

3. 入居募集

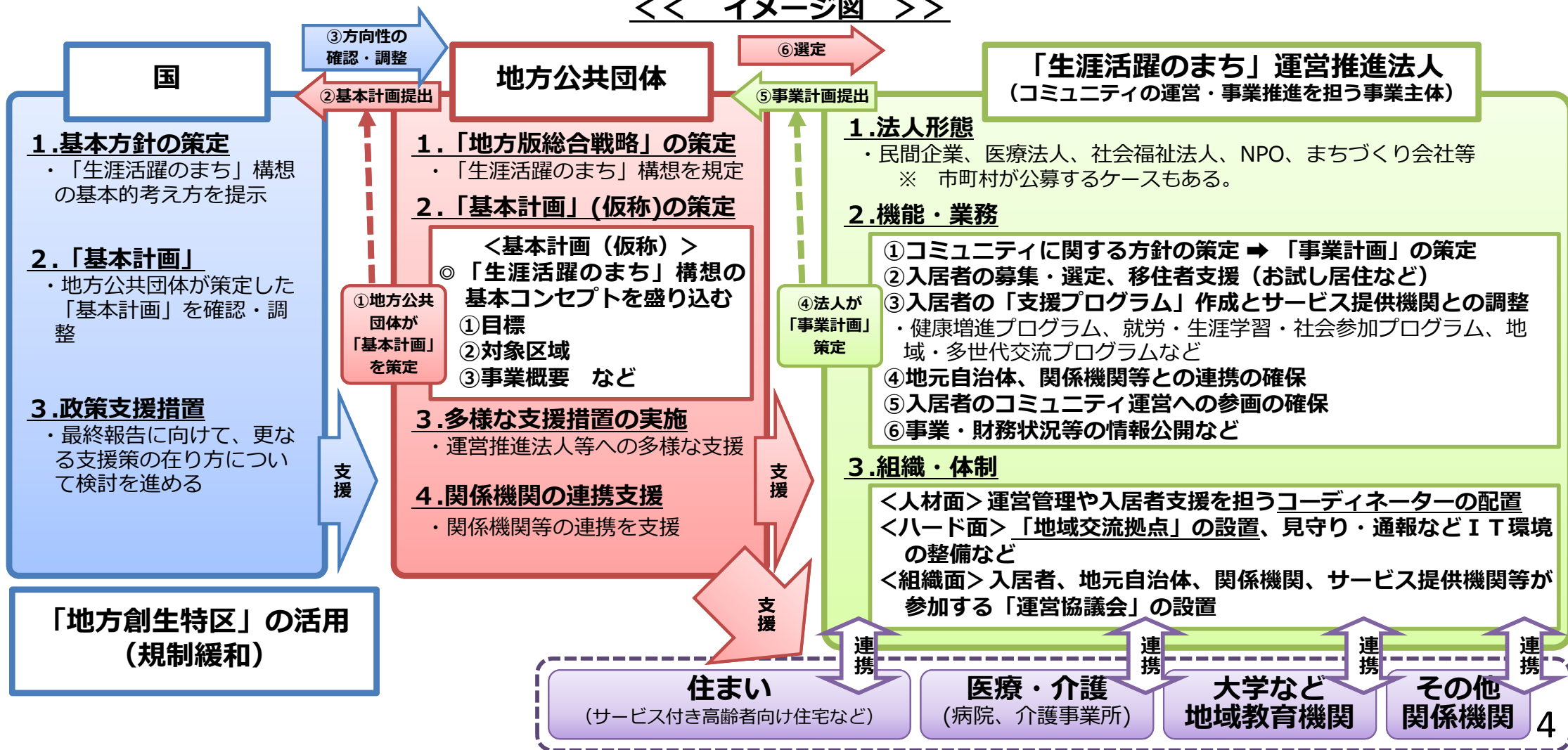
- 入居募集、希望者に対する事前説明、意見聴取などを行う

III. 事業の開始（入居開始）

国、地方公共団体、事業主体の役割分担と連携

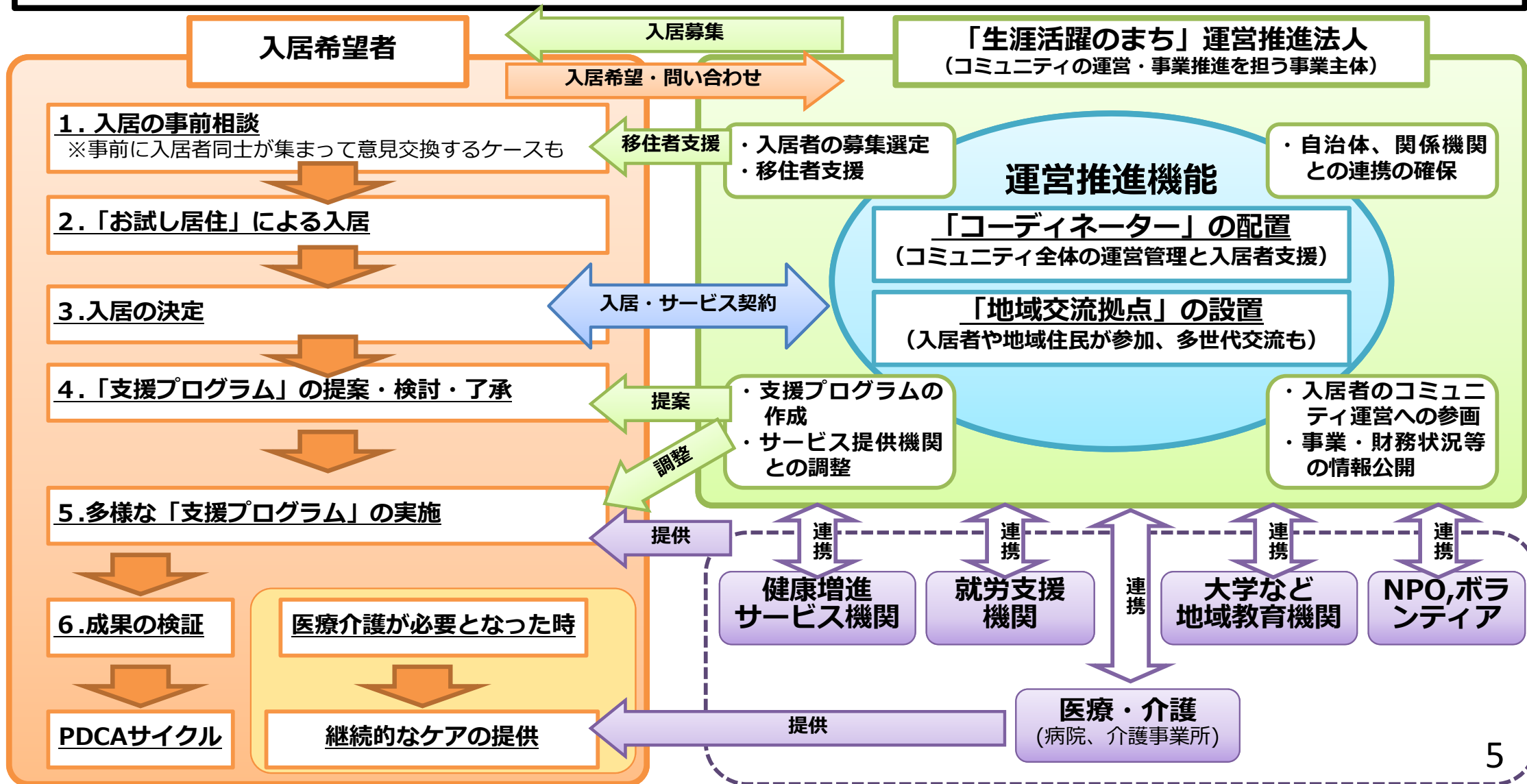
1. 国: 「生涯活躍のまち」構想に関する基本方針を策定するとともに、地方公共団体の取組に対する政策支援（法制度整備、財政支援など）を行う。
2. 地方公共団体: 地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、基本計画を策定する。事業主体や地域関係者と協働して、構想を推進。事業化後も、事業主体等に対する多様な支援を実施。
3. 事業主体（運営推進法人）: 基本計画を踏まえ事業計画を策定する。事業化後は、地方公共団体をはじめ関係者と協働して、コミュニティを運営推進。

<< イメージ図 >>



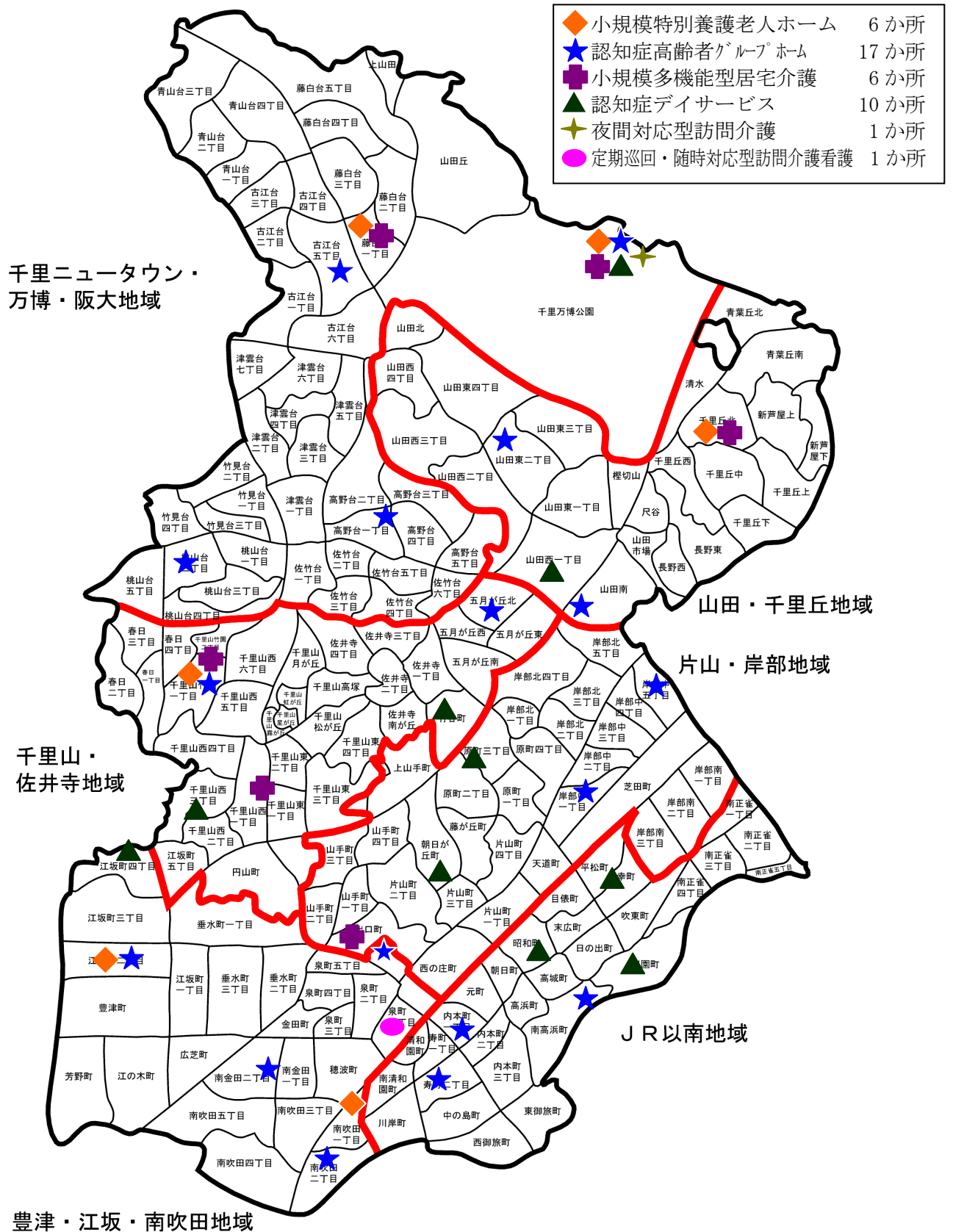
入居・サービス利用

1. 入居希望者に対しては、丁寧な意思確認プロセスを用意するほか、多様な移住支援を行う。入居後は、個々人のニーズに応じた「支援プログラム」が提供され、「健康でアクティブな生活」の実現が図られるようにする。医療介護が必要となった時には、「継続的なケア」の確保を行う。
2. その実現のため、事業主体（運営推進法人）に、運営管理や入居者支援を担う「コーディネーター」を配置するほか、「地域交流拠点」を設置する。



吹田市地域密着型サービス事業所所在図

(平成27年(2015年)6月現在)



●地域密着型サービス事業所の必要整備数

本計画期間における地域密着型サービス事業所の必要整備数を下表のとおり見込みます。
サービス整備圏域内での整備が困難な場合は、サービスの提供がされることを優先し、必ずしも圏域にこだわらず、他の圏域での整備も含めた柔軟な整備に努めます。

	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ※1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護含む)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※2
JR以南	1か所	1か所	—	1か所	—
片山・岸部	1か所	—	—	—	—
豊津・江坂・南吹田	—	—	1か所	1か所	—
千里山・佐井寺	1か所	1か所	—	—	—
山田・千里丘	—	—	1か所	1か所	1か所
千里NT・万博・阪大	2か所	2か所	1か所	—	
計	5か所	4か所	3か所	3か所	1か所

※1 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、9ユニットの整備を見込んでいます。小規模特別養護老人ホームの整備を促進するため、同施設との併設を考慮し、2ユニットで構成する施設をJR以南地域と千里山・佐井寺地域に各1か所、千里ニュータウン・万博・阪大地域に2か所の計8ユニットの整備を見込み、残り1ユニットは片山・岸部地域に1か所の整備を見込んでいます。

※2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第5期計画において市の南部に位置する豊津・江坂・南吹田地域に1か所の整備がされているため、本計画では、市の北部に位置する山田・千里丘地域又は千里ニュータウン・万博・阪大地域のいずれかの地域で1か所の整備を見込んでいます。

※ 夜間対応型訪問介護については、既存事業所の利用定員数により、必要な供給量を補えることから、新たな整備は見込んでいません。

※ 地域密着型通所介護については、既存の通所介護事業所の供給量や小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行を考慮し、新規の整備や募集方法等を検討していきます。

現在縦覧中の案であり、都市計画決定されたものではありません。

北部大阪都市計画地区計画の変更（吹田市決定）

都市計画吹田東部拠点地区地区計画を都市計画北大阪健康医療都市地区地区計画に名称を改め、次のように変更する。

地区計画の方針等

名 称	北大阪健康医療都市地区地区計画
位 置	吹田市岸部新町、天道町及び片山町一丁目地内
面 積	約14.8ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、交通利便性や周辺の教育・医療施設の集積を活かした吹田市域東部の中核拠点となるまちづくりに向け、土地地区画整理事業等による基盤整備が施行されている地区である。</p> <p>本地区計画は、吹田市が策定した「東部拠点のまちづくり計画」、「健康・医療のまちづくり基本方針」及び「吹田操車場跡地まちづくり実行計画」等に基づき、『緑と水につつまれた健康・教育創生拠点』の創出に向け、医療・健康機能及び教育・文化機能を中核とした、多様な都市機能の集積を図るとともに、高質な環境を形成する拠点として、「環境先進都市すいた」のリーディングモデルを実現するにふさわしい機能の誘導を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>広域的な立地特性や、周辺の機能集積を活かし、複合的な都市機能を誘導するなかで、合理的で健全な土地の高度利用を促進し、緑あふれる質の高い環境形成を図るため、地区特性に応じて次のような土地利用とする。</p> <p>環境配慮の方針として、「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画」に沿った地区の低炭素化を図る。</p> <p>1 医療健康及び教育文化創生ゾーン</p> <p>中核機能となる医療・健康、教育・文化機能をはじめ、多様な機能の導入を図るとともに周辺市街地に配慮しながら、健全な都市活動の促進を図る。また、駅前のシンボリックなゾーンにふさわしい景観の形成を図る。</p> <p>2 緑のふれあい交流創生ゾーン</p> <p>多世代が集う緑豊かな交流空間として、健康づくりや社会活動等により健康で活動的な生活環境や快適な居住環境を誘導し、健康寿命の延伸を図るとともに、健全な都市活動の促進を図る。</p>

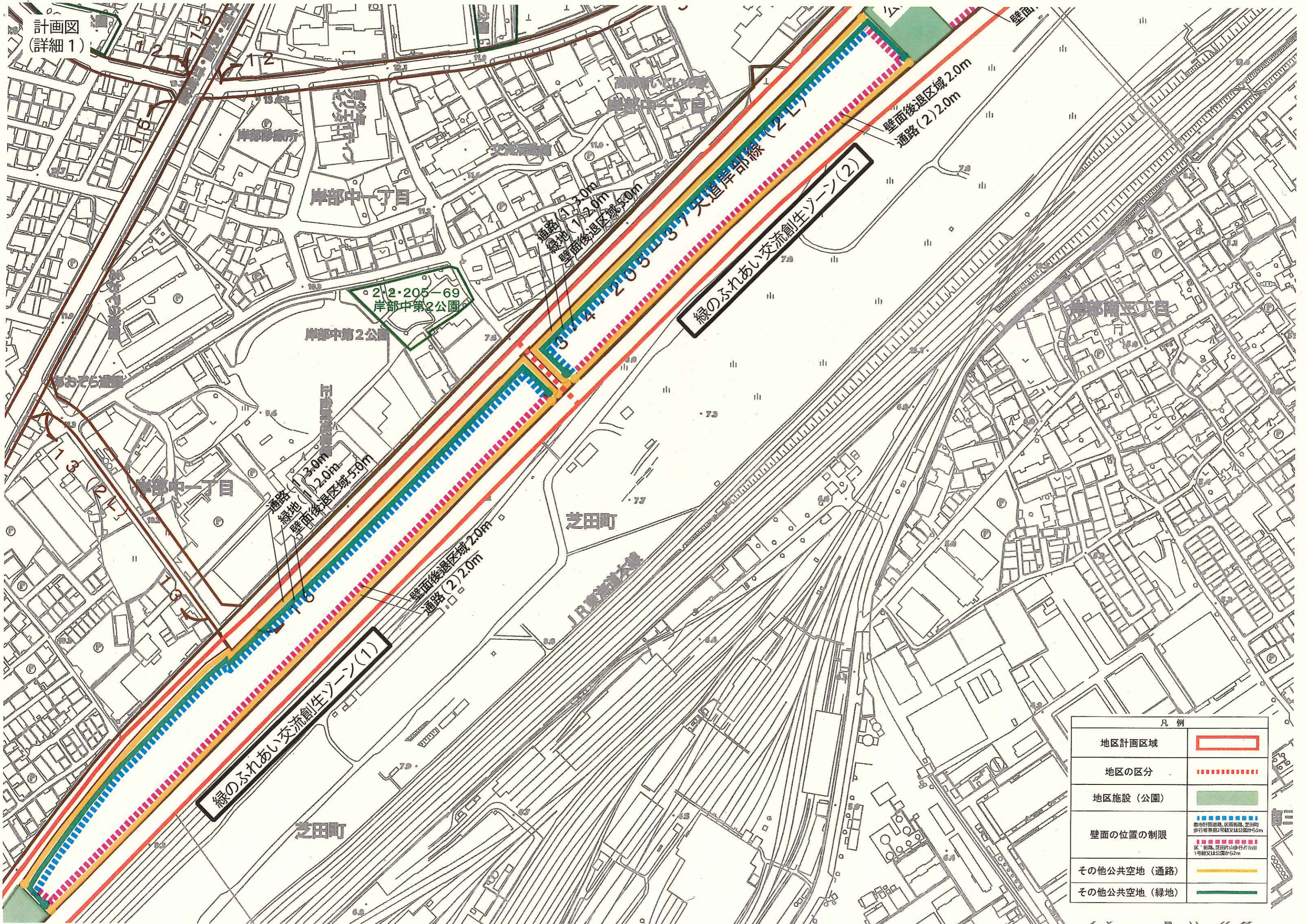
	<p>地区施設の整備の方針</p>	<p>地区を束ねる仕掛けとして、緑や水辺空間、公共空間等により、まちの連続性を確保し一体感のある空間形成を図る。</p> <p>幹線道路や区画道路沿いにおいては、ゆとりある歩行者空間の創出や緑化を図る。</p> <p>また、医療健康及び教育文化創生ゾーンにおいては、機能的な連携を高めるため、各街区間を結ぶ歩行者空間の創出を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>建築物等の整備については、「東部拠点のまちづくり計画」等を踏まえ、用途の制限や壁面の位置の制限など、当地区に適した建築物等の規制・誘導を図る。</p> <p>また、将来の社会動向に柔軟に対応する持続可能なまちづくりをめざすとともに、「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画」を踏まえ、緑化の推進や脱温暖化など環境先進性に優れた建築物等の誘導を図る。</p>

2. 地区整備計画

		<p>公園(1) 約 0.55 h a 公園(2) 約 0.34 h a 通路(1) 幅約 3.0m 延長約 820m 通路(2) 幅約 2.0m 延長約 720m 通路(3) 幅約 1.5m 延長約 350m 通路(4) 幅約 3.0m 延長約 110m 通路(5) 幅約 1.5m 延長約 40m 1階・2階レベル (昇降機能を含む) 通路(6) 幅約 3.0m 延長約 120m 2階レベル 通路(7) 幅約 3.0m 延長約 60m 通路(8) 幅約 1.0m 延長約 100m 緑地(1) 幅約 2.0m 延長約 870m 緑地(2) 幅約 3.5m 延長約 350m 緑地(3) 幅約 2.0m 延長約 110m 緑地(4) 幅約 1.0m 延長約 600m</p>			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	緑のふれあい交流創生ゾーン(1)地区	緑のふれあい交流創生ゾーン(2)地区	医療健康及び教育文化創生ゾーン地区
		地区の面積	約4.0 h a	約2.8 h a	約8.0 h a
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>1. 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)共同住宅 (1階以下に住戸を有しないものに限る。) (2)事務所等でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以内のもの (3)巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4で定める公益上必要な建築物。ただし、同条第1項第2号に掲げるものを除く。 (4)物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店の用途に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 1. その部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの。 2. 3階以上の部分をその用途に供するもの。 (5)ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの (6)パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業の用途に供する部分の床面積が 1,500 m²以内のもの。ただし、次に掲げるものを除く。 1. 作業場の床面積が 50 m²を超えるもの又は、原動機の出力の合計が 0.75KWを超えるもの 2. 原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品を製造するもの (7)美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積が 1,500 m²以内のもの。ただし、原動機を使用するものを除く。 (8)展示場で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの (9)博物館で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの (10)あずまやで床面積の合計が 50 m²以内のもの (11)前各号の建築物に附属するもの 2. 前項の規定にかかわらず、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設で、市長が公益上必要と認めたものは建築できる。</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)共同住宅 (2)事務所等でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以内のもの (3)巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4)物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店の用途に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 1. その部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの 2. 3階以上の部分をその用途に供するもの (5)老人ホーム、保育所その他これらに類するもの (6)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7)ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの (8)パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業の用途に供する部分の床面積が 1,500 m²以内のもの。ただし、次に掲げるものを除く。 1. 作業場の床面積が 50 m²を超えるもの又は、原動機の出力の合計が 0.75KWを超えるもの 2. 原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品を製造するもの (9)寄宿舍 (10)診療所 (11)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (12)集会場 (13)あずまやで床面積の合計が 50 m²以内のもの (14)前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券場その他これらに類するもの (2)キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (3)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9の2に定めるもの</p>

建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡（共同住宅の用に供する建築物の敷地は20,000㎡） ただし、建築物等の用途の制限の(3)に掲げるものの敷地として使用するものは除く。	3,000㎡ ただし、建築物等の用途の制限の(3)に掲げるものの敷地として使用するもの及び墓地の用に供するものは除く。	—
建築物の建ぺい率の最高限度	10分の3	—	—
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は計画図に示す位置を越えてはならない。ただし、歩行者デッキへの歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分並びに当該歩行者デッキ又は歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分への一般の通行の用に供する階段及び昇降機については、この限りでない。		
壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域には工作物を設置してはならない。ただし、敷地の安全上必要なもの又は壁面後退区域に配置される地区施設の機能の充実若しくは利便の向上に寄与するものについては、この限りでない。		
建築物等の高さの最高限度	15m	—	—
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の配置、形態、素材、色彩などは、周辺のまちなみと調和のとれたものとする。 屋外広告物を設置する場合は、設置場所、大きさ、色彩等に十分配慮すること。		
かき又はさくの構造の制限	道路、公園又は緑地に面してかき又はさくを設置する場合は、生垣又はフェンス・鉄柵等とし、景観及び防災性に配慮した開放性のある構造とする。		
(備考) (区画の面積が200㎡以下である土地に係る制限の緩和) 1 この地区整備計画の決定の告示の際（以下「告示日」という。）の前日において、区画の面積が200㎡以下である土地については、地区施設の配置及び規模の制限については、適用しない。 2 告示日の前日において、区画の面積が200㎡以下である土地に告示日以降建築する建築物及び設置する工作物については、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限については、適用しない。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 建築基準法の規定により一の敷地内にあるとみなされる二以上の建築物について、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度及び建ぺい率の最高限度の規定を適用する場合には、これらの建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。			

「区域、地区施設及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」



緑のふれあい交流創生ゾーン(1)

緑のふれあい交流創生ゾーン(2)

壁面後退区域 2.0m
通路 (2) 2.0m

壁面後退区域 2.0m
通路 (2) 2.0m

2-2-205-69
岸部中第2公園

岸部中第2公園

通路 (1) 3.0m
緑地 2.0m
壁面後退区域 5.0m

壁面後退区域 2.0m
通路 (2) 2.0m

凡例	
地区計画区域	
地区の区分	
地区施設(公園)	
壁面の位置の制限	都市計画道路、区画道路、芝田町歩行者専用2号線又は公園から5m 区画道路、芝田町歩行者専用1号線又は公園から2m
その他公共空地(通路)	
その他公共空地(緑地)	